

——天皇の代替わりにさいして国民の皆さんに訴えます——

## 天皇の元首化・神格化に反対します

政府は天皇の代替わり儀式として「剣璽等承継の儀」「即位後朝見の儀」を天皇の国事行為として行なおうとしています。これらは戦後「登極令」の廃止に伴って、法的には排除されたものです。「三種の神器」のうち剣とまが玉を新天皇に移す「剣璽等承継の儀」は、鏡を祀る賢所等宮中の神殿に即位を「奉告」する一連の祭儀とともに、天皇制神話の復活をはかる神道儀式です。「朝見の儀」は三権の長（総理大臣・両院議長・最高裁長官）以下が天皇に臣下として忠誠を誓い、天皇が旧帝国憲法の「総治権ヲ総攬」する絶対的な元首になる儀式そのままだけです。かつて六十三年前、ときの総理大臣若槻礼次郎が「臣礼次郎」として「誠恐誠惶頓首」して「奉答文」を読みました。

さらにそれらとともに行われる「改元」は、本来天皇が暦をも支配するという意味であり、「元号」は時間と空間を支配する絶対君主の表象です。「元号」は世界の趨勢に逆行する時代錯誤です。

これらの儀式が、象徴天皇は「国政に関する権能を有」さず（憲法第四条）、「国は……いかなる宗教的活動もしてはならない」（第二〇条・政教分離の原則）と規定した憲法に違反することは明白です。

また天皇の葬儀すなわち「大喪の儀」は、凶癘魂を鎮める「殯宮」の神儀等を含む純然たる神道儀式であり、これを国費を支出する国葬とすることは、憲法の政教分離の原則から真向から対立します。

したがって、そのような神道による儀式を内容とする国葬に国民各層を強制的に参加させたり、哀悼の意思表示をさせることは、「何人も宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」（第二〇条）とした憲法に違反し、思想及び良心、表現の自由等に反します。また天皇の葬儀に際して学校に休業を命ずるなどは、教育に対する「不当な支配」（教育基本法）になります。

また「廃朝」と称して天皇死去直後、新天皇が公務を休む約一週間、あるいは天皇家や皇族が服喪する「諒闇」という一年間、戦前のように国民に「歌舞音曲」を停止あるいは自粛させ、営業を休ませ、喪章を強制するなど

も、国民の營業の自由や思想及び良心、表現の自由の抑圧になることは明らかです。

政府はまだ公表していませんが、再来年（一九九〇年）十一月に予定されるはずの「即位の礼」「大嘗祭」<sup>だいじょうさい</sup>等いわゆる「御大典」のうち、特に「大嘗祭」は即位に際して天皇が神格を附与される伝統的な最重要儀式です。新天皇は天皇の祖先神や歴代天皇の靈に新穀を捧げ、自からも食するとともに、それらの靈と同衾<sup>ともひら</sup>することによって神になります。

以上のように、天皇の代替わり儀式のほとんどが神秘的な神道の荘嚴に包まれており、それらが天皇の国事行為として行われることは、憲法の政教分離の原則に違反することはもちろん、一連の儀式を通じて、事実上天皇を元首とみなし、天皇に神格を与えることになり、憲法の国民主権の原理に反します。にもかかわらず、竹下内閣は、これらの儀式のすべてに、「天皇家の慣習を尊重する」ことを理由にして、天皇の国事行為として「承認」（憲法第三条）を与えようとしています。内閣の責任が厳しく問わなければなりません。

また政府はこれらの一連の儀式の過程で、「昭和天皇」を徹頭徹尾「慈愛」に満ちた「平和」主義者として美化し、現実の治安維持法などによる人権抑圧の責任や戦争責任を隠蔽しようとしています。

わたくしたちは天皇の代替わりに際して、以上のような憲法の諸原理に反する政府の措置に反するだけでなく、現に行われつつあり、また天皇死去によって強化される可能性のあるいかなる形態の抑圧、思想及び良心の自由集会、表現の自由、營業等経済活動の自由の抑圧に強く反対します。

一九八八年十二月 日

呼び掛け人 長崎 明（新潟大学教授）

河辺 広男（医師）

八木 三男（にいがた県民教育研究所副会長）

中村洋二郎（弁護士）

成嶋 隆（新潟大学教授）

木村 隆利（にいがた県民教育研究所事務局長）

河崎 寛康（治安維持法同盟県支部長）

佐藤 賢（県憲法会議事務局長）

五十嵐 公（県歴史教育者協議会事務局長）